

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六年 八月 二十七日
 東北厚生局長 辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
塚谷デンタルクリニック	盛岡市本宮字小坂小瀬一三番地二	令和六年九月六日
みさわ歯科医院	二戸市石切所字前小路一番地五	令和六年九月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六年 八月二十七日

東北厚生局長

辺見

聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クスリのアオキ渋民薬局	盛岡市渋民字泉田一六九番地	令和六年九月一日
もなか薬局	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号	令和六年九月二日
クスリのアオキ北鬼柳薬局	北上市北鬼柳五地割一番地一	令和六年九月一日
クスリのアオキ真柴薬局	一関市真柴字中田六八番地五	令和六年九月一日
洋野調剤薬局	九戸郡洋野町大野第八地割八四番地五	令和六年九月一日